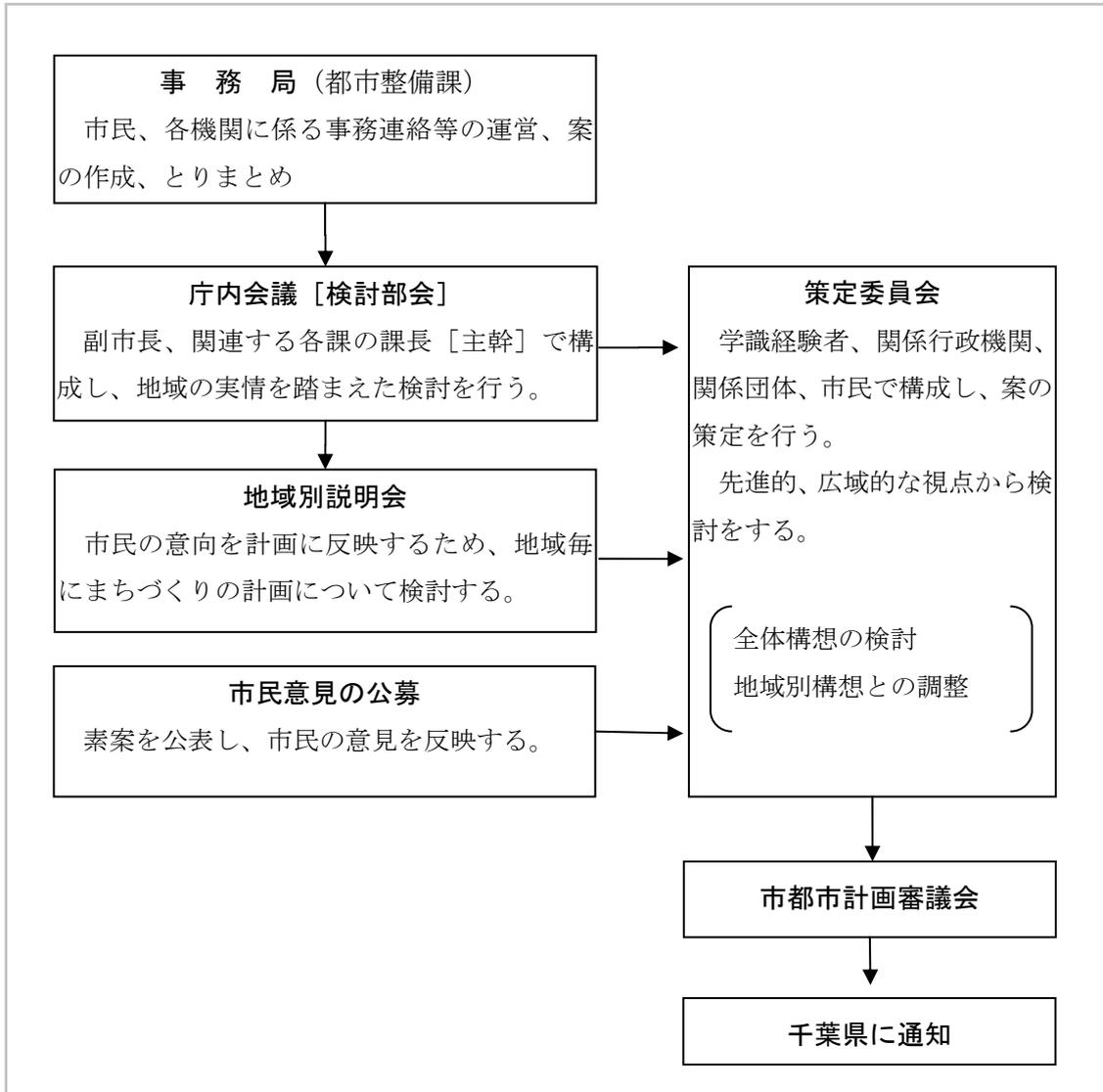


## 參考資料

# 策定体制

本計画は、庁内会議のほか、学識経験者、関係諸団体、公募市民等から構成される策定委員会を設け、地域別説明会や意見聴取などの市民参加を行いながら策定しました。



## 策定委員会・庁内会議

### (1) 旭市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成20年5月29日

旭市告示第98号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、旭市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市の総合計画その他関連計画との整合を図りつつ、多様な観点から調査及び検討を行い、都市計画マスタープランの案を作成する。

(委員)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、第1号から第4号までの委員は、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市内関係機関の役職員等
- (4) 公募による者
- (5) 市の行政を代表する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定をもって終了するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

## (2) 旭市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	所属・役職等	備考
(1)学識経験を有する者	林 英光	愛知県立芸術大学名誉教授	委員長
	木下 剛	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授	副委員長
	林 新二郎	山万株式会社常務取締役	
(2)関係行政機関の職員	宍倉 健二 石井 康晴	千葉県県土整備部都市計画課長	
	金谷 隆司	千葉県県土整備部道路計画課長	
	鶴岡 誠 宮本 日出美	千葉県海匝地域整備センター所長	
(3)市内関係機関の役職員等	伊藤 耕作	旭市農業委員会会長職務代理者	
	加瀬 なを	ちばみどり農業協同組合理事	
	片山 真依子	社団法人旭青年会議所	
	鈴木 恵一朗	旭市商工会理事	
	高野 丈夫	社会福祉法人旭市社会福祉協議会 会長	
	水野 征夫 雄川 博	旭市区長会会長 旭市区長会副会長	
	守部 幸一	海匝漁業協同組合常務理事	
(4)公募による者	飯嶋 直子	市民委員	
	遠藤 正美	市民委員	
	門倉 孝枝	市民委員	
(5)市の行政を代表する者	鈴木 正美 増田 雅男	旭市副市長	

2段書きの上段は平成20年度委員、下段は平成21年度委員

### (3) 旭市都市計画マスタープラン策定庁内会議設置規程

平成20年5月29日

旭市訓令第10号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、旭市都市計画マスタープラン策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン策定に係る重要事項の検討
- (2) 都市計画マスタープラン策定に係る各課相互の調整
- (3) 都市計画マスタープランの案の調製
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内会議は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 総務課長
- (3) 企画課長
- (4) 財政課長
- (5) 環境課長
- (6) 社会福祉課長
- (7) 商工観光課長
- (8) 農水産課長
- (9) 建設課長
- (10) 都市整備課長
- (11) 下水道課長
- (12) 水道課長
- (13) 教育委員会生涯学習課長

(会長及び副会長)

第4条 庁内会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 会長は、庁内会議を代表し、総括する。
- 3 庁内会議に副会長を置き、構成員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 庁内会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴

くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 庁内会議の事務を円滑に行うため、旭市都市計画マスタープラン策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(検討部会の所掌事務)

第7条 検討部会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン策定に必要な課題の整理及び解決策の検討
- (2) 都市計画マスタープラン策定に必要な調査並びに資料の収集及び作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン策定に関する基礎的作業

(検討部会の組織)

第8条 検討部会は、都市整備課長及び庁内会議の構成員が所属する課の職員のうちから指名する者をもって構成する。

(検討部会の部会長)

第9条 検討部会に部会長を置き、都市整備課長をもって充てる。

2 部会長は、検討部会を代表し、総括する。

(検討部会の運営)

第10条 検討部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庁内会議及び検討部会の庶務)

第11条 庁内会議及び検討部会の庶務は、都市整備課都市計画班において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は会長が、検討部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

(4) 旭市都市計画マスタープラン策定庁内会議委員名簿

(平成 20 年度)

役員名	職名	氏名
会長	副市長	鈴木 正美
	総務課長	高埜 英俊
	企画課長	加瀬 正彦
	財政課長	平野 哲也
	環境課長	平野 修司
	社会福祉課長	在田 豊
	商工観光課長	神原 房雄
	農水産課長	堀江 隆夫
	建設課長	米本 壽一
副会長	都市整備課長	島田 和幸
	下水道課長	中野 博之
	水道課長	堀川 茂博
	生涯学習課長	花香 寛源

(平成 21 年度)

役員名	職名	氏名
会長	副市長	増田 雅男
	総務課長	平野 哲也
	企画課長	堀江 隆夫
	財政課長	加瀬 正彦
	環境課長	平野 修司
	社会福祉課長	在田 豊
	商工観光課長	神原 房雄
	農水産課長	林 清明
	建設課長	北村 豪輔
副会長	都市整備課長	伊藤 恒男
	下水道課長	佐藤 邦雄
	水道課長	横山 秀喜
	生涯学習課長	野口 國男

## 策定の経緯

年 月 日	内 容	備 考
平成 20 年 7 月 1 日	都市計画マスタープラン策定のお知らせと策定委員の公募	広報あさひ 7 月 1 日号
7 月 4 日	第 1 回庁内会議及び検討部会	本庁舎 3 階委員会室 ・都市計画マスタープランの策定について ・旭市の現況と課題について ・都市の将来像（たたき案）について
8 月 20 日	第 2 回検討部会	働く婦人の家第 3 講習室 ・都市計画について ・都市計画区域について ・用途地域について ・都市計画マスタープランについて
9 月 19 日	都市計画に関する勉強会（公募市民委員等を対象）	働く婦人の家第 3 講習室 ・都市計画の基礎について ・旭市の都市計画の概要について ・都市計画マスタープランの策定について
9 月 24 日	第 2 回庁内会議	南分館 1 階 第 2・3 会議室 ・都市計画区域について ・用途地域について ・都市計画マスタープランについて
10 月 3 日	第 1 回策定委員会	本庁舎 3 階委員会室 ・役員選出について ・都市計画マスタープランの策定について ・旭市計画区域の考え方について ・都市計画マスタープラン(案) について
12 月 24 日	第 3 回検討部会	南分館 1 階 第 2・3 会議室 ・第 1 回策定委員会の概要について ・全体構想について
平成 21 年 2 月 10 日	第 3 回庁内会議	働く婦人の家第 3 講習室 ・第 1 回策定委員会の概要について ・全体構想について
2 月 19 日	第 2 回策定委員会	本庁舎 3 階委員会室 ・第 1 回策定委員会の概要について ・全体構想について
7 月 1 日	全体構想（素案）の公表と意見聴取	広報あさひ 7 月 1 日号
11 月 24 日	第 4 回庁内会議	南分館 1 階 第 2・3 会議室 ・第 2 回策定委員会の概要について ・地域別構想・実現化方策について
12 月 1 日	地域別説明会のお知らせ	広報あさひ 12 月 1 日号
12 月 15 日	都市計画説明会 干潟地域	干潟公民館第 1 会議室
12 月 16 日	都市計画説明会 旭地域	働く婦人の家第 1 講習室
12 月 17 日	都市計画説明会 飯岡地域	いいおかユートピアセンター研修室
12 月 19 日	都市計画説明会 海上地域	海上公民館第 1 研修室
12 月 22 日	第 3 回策定委員会	本庁舎 3 階委員会室 ・第 2 回策定委員会の概要について ・地域別構想・実現化方策について
2 月 1 日	第 5 回庁内会議	南分館 1 階 第 2・3 会議室 ・第 3 回策定委員会の概要について ・都市計画マスタープラン(案) について
平成 22 年 2 月 5 日	第 4 回策定委員会	本庁舎 3 階委員会室 ・第 3 回策定委員会の概要について ・都市計画マスタープラン(案) について
2 月 10 日	旭市都市計画審議会	

## 用語解説

### 【ア行】

- アウトソーシング： 外部委託。行政の業務中でも専門的なものについて、それを得意とする民間企業や外部の機関に委託すること。
- 旭市津波ハザードマップ： 市では、大規模な地震が発生した場合に予想される津波浸水範囲とその程度及び避難情報について「ハザードマップ」として情報提供を行っている。
- アダプト制度： 市が管理する道路・水路・公園・緑地などの公共施設を、市民が自らの活動と責任で、市と協働で管理する制度（公共施設里親制度）。
- NPO (Nonprofit Organization)： 非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う組織のこと。狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

### 【カ行】

- 開発整備促進区： 平成18年の都市計画法の改正により、大規模集客施設の立地規制が強化される用途地域及び非線引き都市計画区域内の白地地域において、大規模集客施設の立地を認めうる新たな地区計画制度として開発整備促進区が創設された。
- グリーンツーリズム： 都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。
- 景観計画： 景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめる計画。

### 【サ行】

- 里山： 人里近くの薪や炭などを得る農用林を里山と呼んでいる。現在では、この農用林（里山林）のほか、田畑や川沼、草地、そして人々の住まう家々を含む、農村環境全体をさす言葉として里山が用いられている。
- 指定管理者制度： 地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させる制度。
- スプロール： 虫食い状に無秩序な市街化が進むこと。
- 生物多様性： 遺伝子、種、生態系など全てを包括する言葉で、地球上の生物の多様さと、自然の営みの豊かさを指しており、単に動植物の種類が多さだけではなく、生物の長い歴史と、相互のつながりをも意味する。

## 【タ行】

- 地域高規格道路： 首都圏中央連絡自動車道等の高規格幹線道路と一体となって、地域の構造を強化し、広域的な地域・都市構造の形成や地域間相互の交流促進、広域交通機関との効率的なネットワークの形成を図る道路。
- 低炭素型の都市環境： 温暖化防止や地球環境保護を目的として、温暖化ガスの排出削減や自然エネルギーの活用、都市緑化による二酸化炭素の吸収やヒートアイランドの防止などの施策を進めることにより環境に配慮した都市環境を形成すること。
- 特定用途制限地域： 用途地域が定められていない区域で、良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物等の用途の制限を定めることのできる制度。
- 都市計画の提案制度： 土地所有者やまちづくり活動を目的とした NPO などが、一定の条件を満たした場合、県や市に都市計画の決定または変更を提案できる制度。

## 【ハ行】

- バイオマス： 家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。
- パークサポーター制度： 宅地造成で設置された公園に、花壇や砂場を設けたり、定期的に清掃等の軽作業を行うなどの維持管理・運営を市民やグループに任せる制度。
- パブリックコメント (Public Comment)： 行政が基本的な政策等を策定するときに、その政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、市民から寄せられた意見および情報を考慮して、最終的な意思決定をするとともに、意見等の概要およびこれに対する行政の考え方を公表する一連の手続き。
- バリアフリー： 高齢者や障害者などが社会生活に参加する上で、支障となる物理的障害や精神的な障壁を取り除くこと。
- PFI (Private Finance Initiative)： 公共サービスの提供に際して、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。
- ブルーツーリズム： 漁村に滞在し、漁業体験や地域の自然、文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ余暇活動。

## 【ヤ行】

- ユニバーサルデザイン： 障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

## 【ワ行】

- ワークショップ： まちづくりの場面では、さまざまな立場の人々が参加して、地域社会の課題を解決するための検討や計画立案を行う共同作業のことをいう。

## 旭市都市計画マスタープラン

発行日 平成22年3月  
発行 旭市  
編集 都市整備課  
〒289-2595  
千葉県旭市二の1920番地  
TEL 0479-62-5355



旭市都市計画マスタープラン